

第百八十七回国参議院環境委員会会議録第四号

平成二十六年十一月十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月六日

石井 正弘君

補欠選任
山谷えり子君

十一月十日

山谷えり子君

補欠選任
山田 修路君

出席者は左のとおり。

委員長 島尻安伊子君
理事 高橋 克法君
中西 祐介君
水岡 俊一君
市田 忠義君

委員 岩城 光英君
尾辻 秀久君
岸 宏一君
佐藤 信秋君
中川 雅治君
山田 修路君
小見山幸治君
櫻井 充君
長浜 博行君
浜野 喜史君
杉 久武君
水野 賢一君
清水 貴之君

国務大臣 環境大臣 望月 義夫君
副大臣

環境副大臣 小里 泰弘君
大臣政務官 環境大臣政務官 福山 守君
事務局側 常任委員会専門 員 櫻井 敏雄君

本日の会議に付した案件

○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(島尻安伊子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、石井正弘君が委員を辞任され、その補欠として山田修路君が選任されました。

○委員長(島尻安伊子君) 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。望月環境大臣。

○国務大臣(望月義夫君) ただいま議題となりました日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

福島県においては、放射性物質に汚染された大量の土壌や廃棄物が発生し、直ちに最終処分することは困難であることから、これを安全に集中的に貯蔵管理する中間貯蔵施設が不可欠です。国の責任において、この中間貯蔵施設を整備し、しっかりと運営管理を行うことで、除染を一層推進し、福島復興につなげていく必要があります。

このため、政府一丸となり、中間貯蔵施設の整備に向けて、地元の皆様と丁寧な協議の必要性や具体的な内容、国としての対応の全体像を説明するなど、取組を進めてまいりました。そして、本年九月一日に、佐藤福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認するという決断をいただいたところであります。

今後、中間貯蔵施設への搬入を開始するに当たっては、地元の皆様の申入れ事項等に応えつつ、中間貯蔵を確実かつ適正に実施するため、法律において中間貯蔵施設に関する国の責務を規定し、その中核として、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨を明記するとともに、専門性を有し、国と一体となって事業を支援する組織が中間貯蔵に係る事業を行えるようにする必要があります。ため、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

本法律案は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、国の責務として、国は、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨等を規定することに加え、日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講ずるものであります。

概要です。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(島尻安伊子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(島尻安伊子君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の審査のため、来る十三日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島尻安伊子君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島尻安伊子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、アスベスト被害根絶に関する請願(第二八五号)(第二八六号)(第二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)

第二八五号 平成二十六年十月二十四日受理

11

め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「第九

同条第八号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同

二項」を「第十八条第二項」に改め、同号を同条第

第十九条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第二十四条とする。

第十三条とする。

第十五条中「第一条第二項、第四条第二項、第

五條、第七條から第九條まで又は第十條」を「第七條第二項、第九條、第十一條から第十三條まで若

しくは第十四条」に改め、「とき」の下に、又は第二十二條の環境省令（会社の財務及び会計に関し

え、第三章中同条を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十一条 第五条第一項の規定による政府の出

資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さ

ない。
(環境省令への委任)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、会社の財務及び会計に關し必要な事項その他この法

律を実施するため必要な事項は、環境省令で定める。

第十四条を第十九条とし、第十二条を第十八条とする。

第十二条中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事

業」に改め、第二章中同条を第十七条とする。
 第十一条を第十五条とし、同条の次に次の一条

を加える。

〔区分経理〕

第十六条 会社は、次に掲げる事業ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 中間貯蔵に係る事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

第十條を第十四条とし、第九條を第十三条とし、第八條を第十二条とする。

第七條の見出しを「〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画〕」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」に、「事業基本計画」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同条を第十一條とし、第六條を第十條とし、第五條を第九條とする。

第二章の章名及び第四條を削り、第三條を第八條とする。

第二條中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改め、同条を第六條とし、同条の次に次の章名及び一條を加える。

第二章 事業等

（事業の範囲）

第七條 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者（次号において「国等」という。）の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと。

二 国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。

三 国の委託を受けて、前二号に掲げる事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。

五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと（第三号に掲げるものを除く。）。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

こと。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

第一條の次に次の四條を加える。

（定義）

第二條 この法律において「事故由来放射性物質」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射線物質汚染対処特措法」という。）第一條に規定する事故由来放射性物質をいう。

2 この法律において「福島県内除去土壌等」とは、福島県内において生じた次に掲げる物を含む。

一 放射性物質汚染対処特措法第三十一條第一項に規定する除去土壌等

二 前号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法第二十條に規定する特定廃棄物であつて、事故由来放射性物質による汚染が著しいことその他の環境省令で定める要件に該当するもの

3 この法律において「最終処分」とは、福島県内除去土壌等について除去土壌等処理基準（放射性物質汚染対処特措法第二十條、第二十三條第一項若しくは第二項又は第四十一條第一項の規定に基づき福島県内除去土壌等の処理に当たり従うこととされている基準をいう。次項において同じ。）に従つて行われる最終的な処分をいう。

4 この法律において「中間貯蔵」とは、最終処分が行われるまでの間、福島県内除去土壌等について福島県（環境省令で定める区域に限る。）内において除去土壌等処理基準に従つて行われる保管又は処分をいう。

5 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二條第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。

（国の責務）

第三條 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するため必要な措置を講ずるものとする。

（株式の政府保有）

第四條 政府は、会社が第七條第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業（第十六條第一号において「中間貯蔵に係る事業」という。）又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。）を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（政府の出資）

第五條 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第十六條に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる事業に係る勘定ごとに整理しなければならない。

附則第三條を次のように改める。

（検討）

第三條 政府は、平成三十九年三月三十一日までの間に、中間貯蔵の状況、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況その他の状況を勘案しつつ、会社の組織及び事業全般にわたる検討を行

い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五條、第六條及び第八條の規定は、公布の日から施行する。

（事業の範囲に関する経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に改正前の日本環境安全事業株式会社法（以下「旧法」という。）第一條第二項の認可を受けている事業は、改正後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下「新法」という。）第七條第二項の認可を受けた事業とみなす。

（商号に関する経過措置）

第三條 新法第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中間貯蔵・環境安全事業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業基本計画に関する経過措置）

第四條 この法律の施行の際現に旧法第七條の認可を受けている事業基本計画は、新法第十一條の認可を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画とみなす。

（事業計画に関する経過措置）

第五條 日本環境安全事業株式会社は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、新法第十二條の規定の例により、事業計画の変更をし、環境大臣の認可を受けなければならない。

2 環境大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の認可を受けた事業計画は、施行日において新法第十二條の認可を受けた事業計画とみなす。

4 第一項の規定に違反して、同項の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした日本環境安全事業株式会社の取締役、執行役、会計参

与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

(定款の変更に関する経過措置)

第六条 日本環境安全事業株式会社は、施行日までに、必要な定款の変更をし、環境大臣の認可を受けなければならない。

2 環境大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、中間貯蔵(新法第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。以下この項において同じ。)の状況、中間貯蔵に係る福島県内除去土壌等(同条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。)の処分に関する調査研究及び技術開発の状況、中間貯蔵を行うために必要な施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力の確保の状況その他の状況を勘案しつつ、最終処分(同条第三項に規定する最終処分をいう。)の方法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十条 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第百十五条(見出しを含む。)中「日本環境安全事業株式会社法」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に改め、同条のうち日本環境安全事業株式会社法第六条の改正規定中「第六条」を「第十条」に改める。